五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第四十六条第一項の消費税対策官、第二百八十五条第五項の地すべり対策専門官及び第五百三十四条第八項の水産流通電子化推進専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　第二百二十一条第五項の能登半島復旧調整官、北陸農政局に置かれる第二百八十五条第二項の次長のうち一人、同条第五項の特定災害復旧課並びに海岸復旧専門官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　第五条第一項の企画官のうち六人、近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人、北海道森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備第一課の企画官並びに東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局に置かれる同項の森林整備課の企画官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち二人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち二人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

11　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、令和十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、五一五人	
林野庁	四、六三五人	
水産庁	一、〇一四人	
合計	一九、一六四人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、八八四人	
林野庁	四、六七二人	
水産庁	一、〇二七人	
合計	一九、五八三人	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則第一条の規定は、令和七年四月一日から適用する。